令和　年　月　日

様式２

＊資料提出時に赤字は消してください。

＊厚生労働省、経済産業省及び環境省の確認が終わった日を記載していただきますので、空欄にしてください。

＊ヘッダに付けている（案）は厚生労働省、経済産業省及び環境省の確認が終わり次第、削除してください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室　御中

（会社名）

（代表者役職・氏名）

＊代表者役職・氏名には、代表権を持つ方の役職、氏名を記載してください。

使用済プラスチックから作られたプラスチック再生材として（製造・輸入）する

○○に不純物として含まれる第一種特定化学物質の管理と低減方策について

＊○○には本報告で管理の対象とする化学物質の名称を記載してください（混合物の場合は混合物としての名称を記載してください。）。

（下記のように製造・輸入に至った経緯を記載してください。）

使用済プラスチックから作られたプラスチック再生材として、〇〇を（製造・輸入）するに当たり、不純物として含まれる第一種特定化学物質について下記のとおり管理等を行うこととしましたので報告致します。

記

1. プラスチック再生材中の第一種特定化学物質

HCB（10 ppm以下）

PCB（50 ppm以下）

SCCP（10,000 ppm未満）

＊プラスチック再生材中に不純物として含まれ、管理等を行う第一種特定化学物質にチェックをしてください。

1. 今後の管理方法
   1. 製造工程において除去された第一種特定化学物質が環境中に放出されることのないよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や大気汚染防止法等、関係法令に基づき廃液等の適正な処理をします。（製造の場合）
   2. 万が一、基準値が定められている第一種特定化学物質について、基準値を超えるものを（製造・輸入）してしまった場合は、速やかに厚生労働省、経済産業省及び環境省へ、（製造の事実及びその数量・輸入の事実及びその数量）の報告を行い、関連法令に基づき、（製造・輸入）してしまったものを適正に処理します。
   3. 万が一、基準値が定められている第一種特定化学物質について、基準値を超えるものを顧客へ出荷してしまった場合は、速やかに厚生労働省、経済産業省及び環境省へ報告（数量、用途、出荷先等）を行うとともに、顧客にも報告を行い、使用の中止を求めます。使用中止後は関係法令に基づき、顧客へ出荷してしまったものを適正に処理します。
   4. プラスチック再生材中における第一種特定化学物質の含有値をSDSに記載するなど、プラスチック再生材の使用者及びその川下ユーザーに対し適切に情報を提供します。
2. 今後の低減方策
   1. 定期的に製造工程を精査し、利用可能な最良の技術を適用することにより、工業技術的・経済的に可能な範囲で低減を図るように努めます。（製造の場合）
   2. 先行して入手するサンプル分析結果から不純物として含まれる第一種特定化学物質の含有量がより少ないロットを選択できる場合には、そのロットを選択し輸入します。（輸入の場合）
   3. 使用済プラスチックに含まれる第一種特定化学物質の含有量がより少ないロットを選択できる場合には、そのロットを選択し、原料として使用します。（製造の場合）
   4. 製造事業者に対して、定期的に製造工程を精査し、利用可能な最良の技術を適用することにより、工業技術的・経済的に可能な範囲で低減を図るように求めるとともに、不純物として含まれる第一種特定化学物質がより少ない製品への変更についても検討します。（輸入の場合）
3. （製造・輸入）する○○に関する情報
4. 製造元の国名と事業者名（輸入の場合）
5. 年間（製造・輸入）（予定）量

（本件に関する問い合わせ先）

　　担当者名：

　　所属：

　　住所：

　　ＴＥＬ／ＦＡＸ：

　　Ｅ-mail：